

個別の人権課題

〈参考資料・実践事例〉

-
- 1 男女平等に関する課題
 - 2 障害のある人の人権
 - 3 同和問題(部落差別)
 - 4 外国人の人権
 - 5 感染症に関する問題
 - 6 北朝鮮当局による拉致問題等
 - 7 性的指向・性自認に関する人権
-



はじめに

和歌山県教育委員会では、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう人権教育の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の社会の人権に関する状況は、DV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症や障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）、ハンセン病問題等の多様な人権問題が依然として存在しています。

こうした中、今回、学校の協力を得て、人権教育に積極的に取り組んでおられる実践を基にした資料を作成いたしました。様々な人権課題を、自分以外の他人のことではなく、自分ごととして考えられるような人権教育の推進に向け、各学校において活用していただければ幸いです。

令和5年3月

和歌山県教育庁教育総務局
人権教育推進課長 宮田 稚之

～ 活用にあたって ～

本書では、県教育委員会が、令和4年度の重点的に取り組む人権課題とした7つの人権課題をとりあげています。それぞれの人権課題について、参考資料と実践事例の2部構成で掲載していますので、各学校での人権教育の取組にご活用下さい。

【人権課題についての参考資料】

人権課題ごとに、指導の重点、関係法令、研修や授業に活用できるインターネットサイト等の情報を掲載しています。

【実践事例】

人権課題ごとの実践事例についての概略版を掲載しております。指導案やワークシート等においても、QRコードからご覧になることができます。

【個別の人権課題の指導に当たっての留意事項】

- ・ 児童生徒の発達段階や地域や学校の実情に応じて、主体的に学習できる課題や心に響く課題を選ぶこと。
- ・ 児童生徒一人一人が、人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導の工夫を行うこと。
- ・ 児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等がいることが想定されることを踏まえ、教員の言動には十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分な配慮を行うこと。
- ・ 指導に際し、当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めておくこと。



CONTENTS

個別の人権課題＜参考資料・実践事例＞

1 男女平等に関する課題	3
自分らしい生き方を [串本町立西向中学校]	5
2 障害のある人の人権	7
思いやりのかたち [すさみ町立周参見小学校]	9
障害のある人への理解と自分にできること [県立紀北支援学校]	11
3 同和問題（部落差別）	13
部落差別の解消に向けて [湯浅町立湯浅中学校]	15
4 外国人の人権	17
多文化共生社会を築くために [県立橋本高等学校]	19
5 感染症に関する問題	21
感染症に関する差別問題 [日高川町立丹生中学校]	23
6 北朝鮮当局による拉致問題等	25
拉致問題について考えよう [県立箕島高等学校]	27
7 性的指向・性自認に関する人権	29
誰もが自分らしくいるために [海南市立黒江小学校]	31
＜参考資料＞ 和歌山県人権教育基本方針	33



1

男女平等に関する課題

指導の重点

男女が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、性別に基づく固定的な役割分担意識をなくし、男女平等を推進する学習を充実させる。

関係法令等

・女子差別撤廃条約 (正式名称：「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1985年締結))

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために、必要な措置を求めています。

・男女雇用機会均等法 (正式名称：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和60年5月成立))

募集・採用・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不当な取り扱いの禁止等が定められています。平成18年の改正では、これまでの「女性差別禁止」から、男女を問わない「性別」を理由とする差別の禁止に改められました。令和2年の改正では、セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止対策が強化されました。

・男女共同参画社会基本法 (平成11年施行)

男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げ、また行政(国、地方共同団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

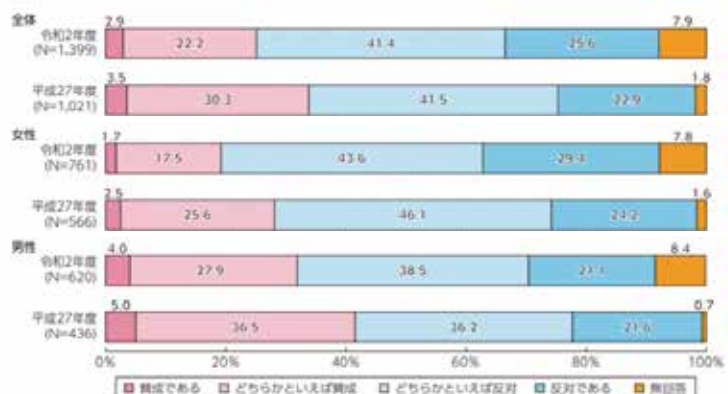
- ・男女の人権の尊重
- ・国際的協調
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・政策等へ立案及び決定への共同参画
- ・社会における制度又は慣行についての配慮

・和歌山県男女共同参画基本計画<第5次> (令和4年) <学校教育での取組の充実>

学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が協力して生活することの重要性などについて、発達の段階に応じた指導の充実を図り、一人一人の個性や能力を尊重しながら、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。また、学校運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないように取組を進めます。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担について、『否定的な意見』(「どちらかといえば反対」、「反対である」を合わせたもの)は67.0%と前回調査から2.6%ポイント増加しています。

本県の男女共同参画の状況(抜粋)
男女の決められた役割分担意識(固定的な役割分担意識)についての考え



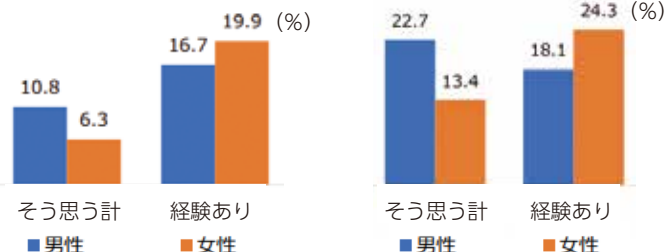
資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

● 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

アンコンシャス・バイアスとは、自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいいます。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。「男性はこうあるべき」「女性はこういうものだ」等の性別による思い込みや価値観が、無自覚うちに人を傷つけたり、意欲を低下させたり、さらには様々な男女差別を助長することもあります。

女性に理系の進路（学校・職業）は向いていない

PTAには、女性が参加すべきだ



- ・そう思う計…性別役割について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計
- ・経験あり…性別に基づく役割や決めつけられた経験について、「直接言われたことがある」または「直接言われたことはないが、言動や態度からそのように感じたことがある」の合計

令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究 事例集（内閣府男女共同参画局）より

● 男女共同参画を学習するための教材

・学校と地域で育む男女共同参画の促進（文部科学省）



小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き、また保護者向け資料も掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm



・男女共同参画社会の推進のために（文部科学省）



高校生等を対象に、男女共同参画の視点からのキャリア教育を推進するため作成されたブックレットが掲載されています。

ロールモデルのインタビュー記事や社会の現状を示すデータ等からなる「生徒用ブックレット」と「指導の手引き」があります。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1356234.htm



デートDVも重大な人権侵害です



デートDVとは、交際している相手との間に起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった体に対する暴力や、相手を思いどおりにする、一方的に言うことを聞かせようとするといった心に対する暴力等があります。

どんなことが「デートDV」なのか、すてきな関係とはどんな関係なのか、漫画形式でわかりやすく説明した冊子が、和歌山県男女共同参画センターから発行されています。子供たちが、加害者にも被害者にもならないために、「デートDV」について知るとともに、相手を尊重する対等な関係を築こうとする意欲や態度を育むことが大切です。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/tosho/libre_publishing_d/fil/date-DV.pdf





指導案・ワーク
シートはこちら

男女平等に関する課題

自分らしい生き方を

串本町立西向中学校 第2学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 男女共同参画の課題について理解を深める。
- 2 性別による違いを理解した上でお互いを尊重しようとする態度を養う。
- 3 性別にとらわれない、自分らしい生き方を考える。

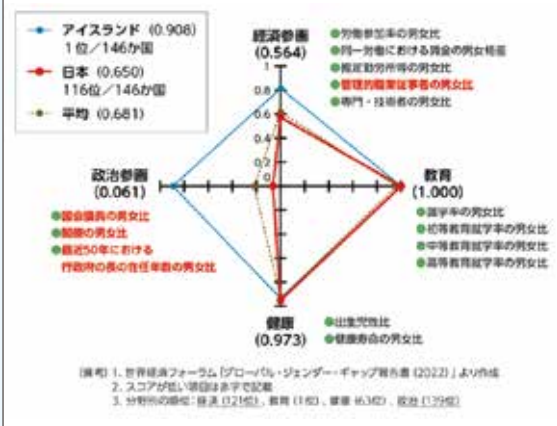
主な学習活動	時数 (教科)
<p>第1次-1 男女共同参画社会の課題について理解を深めよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー・ギャップ指数を参考に、日本の男女共同参画社会の現状について考える。 女性の社会進出をさまたげる原因について、資料①～③から読み取れることをグループで考える。 グループで考えた意見を出し合い、男女共同参画社会の現状と課題について理解を深める。 SDGs（持続可能な開発目標）においても、「男女共同参画」は世界共通の重要なテーマであることを知る。 	<p>1時間 (総合的な 学習の時間)</p>
<p>第1次-2 性別にとらわれない職業選択について考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業に対して、無意識に性別による先入観をもっていることがないかを確認する。 性別によらない仕事を選び活躍している人たちの動画を視聴し、気づいたことや考えたことを交流する。 性別にとらわれない、自分らしい生き方を考える。 	<p>1時間 (総合的な 学習の時間)</p>

● 実践内容について ●

- 男性のイメージが強い職業であっても女性も活躍できるということに生徒自身が気付くことができた。さらに、自分の好きなことや得意なことを仕事にしたいという考えも出てきた。
- 第1次-1は、グループによっては資料の読み取りが難しかったため、支援を要した。
- 第1次-2では、一人一人が自分の将来について考える時間をもつことができた。
- 導入に、ジェンダー・バイアスについて考えさせる中学生用読み物教材を活用すれば、効果的ではないかと思った。
- 学級の話し合いルールを設けたことによって、安心して発言できる雰囲気生まれ、積極的に意見を出せる生徒が増えた。

第1次-1

各分野における日本のジェンダー・ギャップ指数 (2022)



(出典) 内閣府男女共同参画局ホームページ

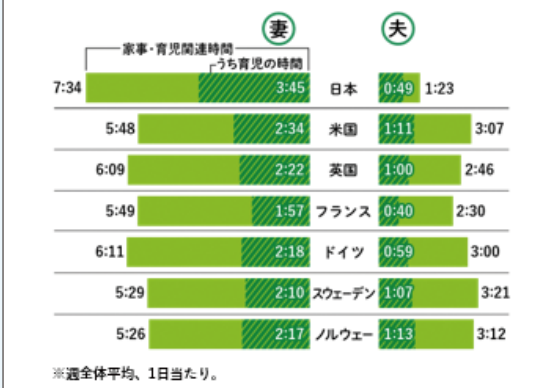
資料①



総務省統計局「労働力調査(基本集計)」を基に作成

資料②

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間



(出典) 文部科学省・学校と地域で育む男女共同参画促進事業・中学生用教材(内閣府「男女共同参画白書(令和2年版)」に基づき作成)

資料③



(出典) 内閣府「令和元年度男女共同参画社会に関する調査」

学級の話し合いルール

- ① いっぱい話す。
- ② 自分の意見を大切にする。
- ③ 適当にせずに自分で考える。
- ④ マイナス意見を言わない。
- ⑤ 他の人の意見を聞くときは、否定から入らない。



第1次-2



無意識に、職業に対して性別による先入観をもっていないかな？

職業	感じたこと・考えたこと
救急隊員	
保育士	
板前	
看護師	
理工系技術者	
フラワーコンシェルジュ	

(ワークシート2の一部)



「自由な未来のつくりかた～性別にとらわれない仕事えらび～」(16分6秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=lq6GJRR4Ks8>



【金沢市公式YouTubeチャンネルCity of Kanazawaより】

2

障害のある人の人権

指導の重点

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人権と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向け指導するとともに、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を推進し、障害についての理解を深める教育を充実する。

関係法令等

・ **障害者権利条約** 正式名称：「障害者の権利に関する条約」（平成18年12月13日国連にて採択）

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している、障害者に関する初めての国際条約です。日本は平成26年にこの条約を批准しました。

・ **障害者差別解消法** 正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人もすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしたものです。

【求められる2つのポイント】

① 不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間を制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

例：本人を無視し、介助者や支援者にだけ話しかける。
保護者や介助者が一緒にいないと、お店に入れない。
受付の対応を拒否する。

② 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会的障壁を取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担になりすぎない範囲で合理的な配慮を行うことが求められます。令和3年6月、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供が義務へ改められる等、一部改正されました。

例：意思を伝え合うために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
段差がある場合、スロープなどを使って補助をする。



県教育委員会作成
パンフレット



内閣府障害者差別解消法
リーフレット

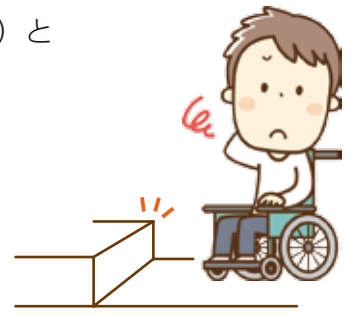
障害やバリアをどう感じるかは、一人一人違います。障害者差別を解消するためには、障害のある人と「対話する」「相互に理解する」「協力して工夫する」ことが大切です。対話をして歩み寄りながら思い違いないよう、必要な声かけや確認などをして、お互いの理解を深めましょう。

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務 → 法的義務 (改正前) (改正後)

● 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものとして、次の4つがあげられます。

- ① 社会における物事（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある人の存在などを意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障害のある人への偏見など）













● 障害のある人に関するマークを知っていますか？

私たちの身の回りには障害のある人に関わるマークがたくさんあります。それぞれのマークがどんな意味を表しているのかを知ることは、とても大切です。代表的なものを紹介します。



障害者のための
国際シンボルマーク

 <p>ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある人を示すマーク</p>	 <p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬の同伴を啓発するマーク</p>
 <p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを示すマーク</p>	 <p>ヘルプマーク 障害や難病のあることが外見からわからない人が援助や配慮を必要としていることを示すマーク</p>
 <p>耳マーク 聞こえが不自由であることを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマーク</p>	 <p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある人を示す国際マーク</p>
 <p>障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に對して付与する認証マーク</p>	 <p>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50 cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</p>
 <p>身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク</p>	 <p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク</p>

あいサポート運動

様々な障害の特性を知ることにより、障害のある人が日常生活で困っていることを理解し、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。平成21年11月に鳥取県から始まった運動で、和歌山県においても「あいサポートの輪」が広がっています。



● 関連語句

ノーマライゼーション

障害のある人とない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

バリアフリー

多様な人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方。

近年、児童生徒同士で、障害に関する蔑称を用いた不適切な発言が多くなっています。不適切な言葉の使用は、本人同士だけでなく、その発言を聞いた人やその家族等も傷つける可能性があり、「差別する行為」です。身の回りで見かけた際には、決して見逃さず、丁寧な指導をするようにしましょう。



指導案・ワーク
シートはこちら

障害のある人の人権

思いやりのかたち

すさみ町立周参見小学校 第4学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 思いやりの表れ方は、様々であることについて考える。
- 2 障害は、心や体の機能によるものだけでなく、社会の仕組みによっても生じることを理解する。
- 3 障害の有無に関わらず誰もが生活しやすくなるよう、社会における様々なバリア（障壁）を取り除く方法を考える。

主な学習活動	時数 (教科)
第1次 人を思いやることについて考えよう。 ・ 道徳教材「思いやりのかたち」(光村図書)を読み、点字ブロック考案者と視覚障害者に手を貸す「わたし」の姿を通して、人を思いやることについて考える。 ・ コラム「見えないしょうがい気づくこと」等を通して、様々な障害があることや、見た目では判断しにくい障害があることを知る。	1時間 (道徳)
第2次-1 「共に生きる社会」のために、自分たちができることを考えよう。 ・ 資料から、暮らしの中でバリア（障壁）になっていることを探し、バリア（障壁）を取り除くために自分たちができることについて話し合う。 ・ 人権啓発ビデオを視聴し、必要な支援を行うことで、バリア（障壁）を取り除くことができることを確認する。	1時間 (総合的な学習の時間)
第2次-2 車いす体験を通して、当事者の立場で「バリア(障壁)」を感じてみよう。 ・ 社会福祉協議会の方の説明を聞き、車いすの乗り方や介助の方法について知る。 ・ グループで車いす体験をする。 ・ 体験で感じたことを振り返るとともに、学校に車いすで生活する友達がいるという想定で、友達のために自分たちができることを考え、グループでワークシートにまとめる。	2時間 (総合的な学習の時間)

● 実践内容について ●

- ・ 第1次で、身体的な障害以外にも、見た目には分かりにくい障害があることを写真やコラムで確認することで、次時の学習につなぎやすくした。
- ・ 人権啓発ビデオは、中学生が書いた人権作文をアニメ映像化したものであったが、児童たちは理解できているようであった。
- ・ 第2次-1の振り返りでは、多くの児童が相手の立場で考えられていた。
- ・ 障害のある人の前向きな考えを描いた動画の視聴や、バリア（障壁）を取り除くという視点で自分たちができることを考えさせたことで、児童たちが、障害者はかわいそうというイメージをもたずに、学習を進めることができた。
- ・ 第2次-2では、車いす体験を通じて、車いすで生活する友達のことを想像させることで、自分ごととして、支援の方法や行動について考えさせることができた。

第1次

点字ブロックを考案した「三宅さん」と、困っていた目の不自由な女性に手を貸した「わたし」の行動を比べましょう。



「わたし」がいつもの帰り道がとてすてきな場所に思えたのはどうしてでしょうか？

「三宅さん」も「わたし」も、目の不自由な人のために行動しています。



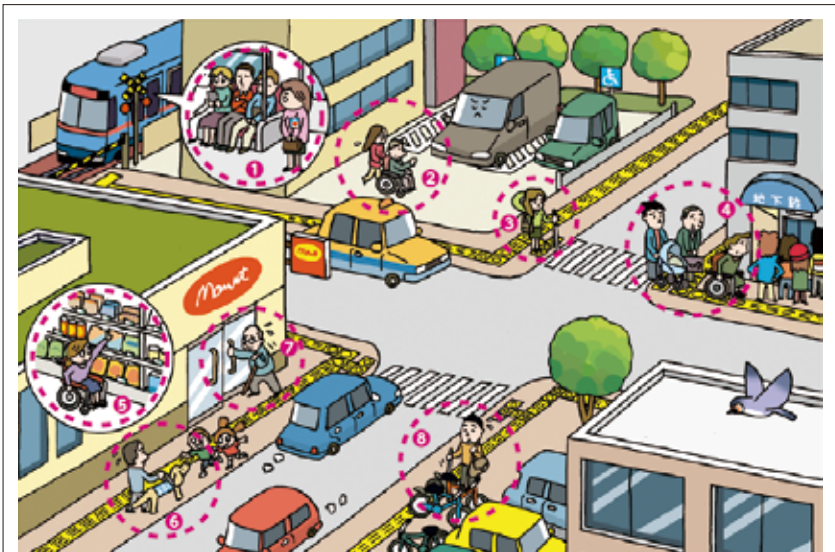
困っている女性の役に立って、自分まで嬉しい気持ちになったからです。

第2次 - 1

右の絵の人たちにとって、何がバリア(障壁)になっているか考えてみましょう。



資料



「心のバリアフリー」広報誌令和5年2月第4版】(作成：福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課)より

④の人にとって、エレベーターに乗れないことがバリア(障壁)です。僕たちにできることは、階段を使うことです。



⑤の人にとって、商品が高いところにあることがバリア(障壁)です。声をかけて、私たちが商品を取ることでバリア(障壁)を取り除けます。



人権啓発ビデオ「わたしたちが伝えたい、大切なこと～アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～」【共に生きるということ】(7分10秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=CkRlFBBuseE>

【YouTube 法務省チャンネルより】



目が見えないけれど、工夫すれば、みんなと同じようにできることがたくさんあるよ。

第2次 - 2

車いすで生活する友達といっしょに学校生活を送るにはどうすればよい？

はんのみんなで考えてみよう！

※ルール → みんながってみんないい。同じ意見でなくてもOK。だから、みんなで意見を出そう！

	バリア(しょうへき)	みんなができること	先生にお願いすること
学校生活	<ul style="list-style-type: none"> ・かいだん ・はしら ・急カーブ ・だんさ ・とびら ・みぞ ・しょう害を考えていない遊びやスポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・通路にじまなものを置かないようにする。 ・ろう下を走らないようにする。 ・おたがいに楽しめるルールを作る。 ・ふだんから仲良くし、言いたいことを言う関係になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを作ってもらおう。 ・いどう教室を少なくしてもらおう。

ワークシートの一部

車いす体験を通して心に残っているのは、心にもバリアフリーが必要だったことです。ぼくは車いすに乗ったとき、だんさがあって、「どうやってのぼろう。一人では行けないな。」と思いました。車いす体験の後、先生が、声かけが大事と言って、たしかにそうだと思ったけれど、「大声で言うのははずかしいな。」とも思いました。その後、社会福祉協議会の方が、「心のバリアをすててください。」と言って、ぼくは「はずかしいという気持ちがバリアなんだな。」と気付きました。

他にもバリアフリーのためには、相手のバリアをとったり、相手の立場に立って考えたりしないといけないけど、まずは、心のバリアフリーができないと何もできないなと思いました。

児童の振り返り的一部分



指導案・ワーク
シートはこちら

障害のある人の人権

障害のある人への理解と自分にできること

県立紀北支援学校 小学部第2学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 様々な障害の特性を知る。
- 2 障害のある人に対して自分にできることを知ったり考えたりすることができる。

主な学習活動	時数 (教科)
<p>第1次－1 様々な障害について知ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画「あいサポート運動ステップアップDVD」を見て様々な障害があることを知る。 ・車いす体験・アイマスク体験を行う。 ・体験を通じて気がついたことについて、ワークシート①に気持ちを表すカードを貼り、全体に発表する。 	<p>1時間 (特別活動)</p>
<p>第1次－2 身近に障害のある人が困っている時、どうすれば良いかを考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や自分の周りで困っている人がいた場合に、どうすればよいかについて○◎クイズ形式で考え、困っている人に対して自分たちにできることを考える。 ・障害のある人が困っていた時に自分にできることについて、ワークシート②に行動カードを貼る。 ・映像から、困難を乗り越えて活躍する障害のある人の魅力に触れる。 	<p>1時間 (特別活動)</p>

● 実践内容について ●

- ・特別支援学校に在籍している児童を対象にした授業内容にあたり、授業始めから終わりまで見通しをもてるように視覚支援や興味関心をもてるスライド、関連のある動画を取り入れた結果、児童は見通しをもって学習ができていた。
- ・車椅子体験、アイマスク体験を取り入れることで意欲的な姿勢が見られ、体験中も様々な感想が聞くことができた。実態に応じた授業作りをすることで、児童は座学と体験の切り替えができ、最後まで取り組むことができた。
- ・障害の有無に関わらず、自分も身の回りの人たちも大切な存在であるという視点を大切にしながら授業を行った。

第1次-1

○動画「あいサポート運動ステップアップDVD」

- ・「肢体不自由について」(4分19秒)
- ・「視覚障がいについて」(3分54秒)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/259282.htm>

(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課より)



疑似体験を行って、どんなことを感じたかな。
自分の気持ちを表すカードをワークシート①に貼ろう。



ワークシート①

第1次-2

- 「○◎クイズ」を取り入れ、児童が積極的に参加して障害について考えることができるようにする。

例：車いすの友達が高い所の荷物をとろうとしていました。

あなたならどうする？

- ① 通り過ぎる
- ② 荷物をとる
- ③ 「手伝おうか？」と声をかける



※手伝いたい気持ちがあっても、できないと感じる児童がいると考えられるので、意見を否定する×を使わず◎を使用した。

- 誰に対してもやさしい社会をつくるため、自分たちにできることを考えよう。



障害のある人が困っていた時に、自分にできることについて、ワークシート②に行動カードを貼ろう。



ワークシート②

- 障害のある人が活躍している映像

- ・ピアニスト辻井伸行さんの演奏の様子。
- ・世界パラ陸上ロンドン大会(2017)男子200m走決勝の様子。
- ・東京パラリンピック車いすテニス金メダリスト国枝慎吾さんの様子。



指導の重点

- ・ 同和問題（部落差別）に関する歴史や現状について正しく認識させるとともに、その問題を自らの課題として捉え、課題解決に向け実践する態度を養う。
- ・ 子供の実態、地域の実情等を十分に把握し、保護者や地域の願いを十分受け止め、課題を明らかにして、同和問題（部落差別）の解決をめざす教育を推進する。

● 部落差別とは？

日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、現代社会においても同和地区と呼ばれる地域の出身者であるということを理由に、日常生活で様々な差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。

部落差別がどのような背景と経緯の中で形づくられたものだとしても、生まれた場所や住んでいる場所などによって差別するのは誤った考え方です。

関係法令等

・ 同和对策審議会答申（昭和40年）

前文において、同和問題を「憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」としています。

この答申は、約50年前のもので、状況は大きく変わりましたが、これは政府が部落差別の解決を国策として取り組むことを初めて確認した歴史的な文書といえます。

・ 同和对策事業特別措置法（昭和44年）

同和对策審議会答申をもとに、国は「同和对策事業特別措置法」をはじめ、3つの特別措置法を制定し、地方公共団体とともに、実態的差別と心理的差別の解消に向けて総合的な施策を実施しました。和歌山県においても、昭和23年に、国に先駆けて「地方改善事業補助制度」を創設し、住宅、道路、下水排水路などの劣悪な生活環境の改善に取り組みました。その結果、環境は大きく改善され、教育の機会均等や基礎学力の向上等にも大きな成果が見られました。

平成14年3月、特別措置法が失効しましたが、同和問題の解決に向けて必要なことは、引き続き一般の施策で取り組まれることになりました。

実態的差別は大きく改善されましたが、心理的差別はいまだに課題が残っています。

・ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現をめざしたものです。

・ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年3月24日施行 令和2年12月24日一部改正）

本条例は、基本的人権の侵害である部落差別は行ってはいけないという理念のもと、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となった部落差別の解消への取組や、差別を行った者に対する説示や勧告などの規定を内容としています。

法律、条令で差別解消のための教育及び啓発の重要性が示されています。

● 同和問題（部落差別）に関する Q & A

Q1 劣悪な生活環境が大きく改善されたという成果をもって、特別措置法が失効しましたが、同和問題（部落差別）は解消したということですか？

A1 今も部落差別は残っています。特別措置法の失効は、差別の解消を意味するものではなく、差別をなくすために取り組んでいかなくてはなりません。

Q2 同和問題（部落差別）はそっとしておけば、自然に差別はなくなっていくのでは？

A2 そっとしておけば差別はなくなるという考え方は、差別を受けている人に黙って耐えるように強いていることと同じです。差別の解消にはつながりません。

Q3 現在、どのような差別があるのですか？

A3 長年の取組により、部落差別の解消に向かっていますが、現在においても差別は残っています。

インターネット上の書き込み	差別発言
インターネット上で差別を助長する動画の投稿や同和地区と称して地名をさらしたり、関係者を誹謗中傷したりする書き込みなどがあります。	相手を攻撃する場合の賤称語（被差別身分を表していた言葉）の使用や、同和地区やその関係者に対する偏見や誤った考え方による発言があります。
同和地区の問い合わせ	土地差別
結婚や引っ越しなどに際して、同和地区を避けるために、「同和地区がどこかを教えてほしい。」などの問い合わせが行政機関などにあります。	マンション建築や土地の売買などの際、同和地区を避けるために、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査することがあります。

Q4 差別が起こっていても、自分のまわりでは起こっていないので、知らなくても困らないのでは？

A4 正しい知識がないと、自分が直接かわることになった場合に正しい行動がとれないばかりか、差別意識をもつおそれもあります。誰もが部落差別について正しく理解することが大切です。同和問題（部落差別）は差別される側の問題ではなく、差別する側の問題です。

当事者の体験談

人権学習パンフレット
「部落差別の解消に向けて～差別のない社会をめざして～」より（令和4年3月県教育委員会作成）

私の姉は婚約者の母親から出身地を聞かれました。その後、姉は部落出身者だという理由で母親や親戚から反対された婚約者は結婚の意思をなくし、姉たちの交際は終わりました。

私は、交際して2年になる彼氏に自分が部落出身者であることを告白する決意をしました。言ってしまったら、姉のように2人の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しみのあまり涙が出てきました。私は泣きながらゆっくりと話しました。彼は黙って私の話を聞き、私が話し終わると「話してくれてありがとう。でも、本当は知っていたんだよ」と言いました。

2人の交際が始まった頃、彼の母親は「これから彼女と付き合っていく中で、彼女が住んでいる土地が被差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い、差別意識を持った人間にだけは會って欲しくない」と思い、彼に話したのだそうです。私はそれを聞いてうちは嬉しくて涙があふれました。

大分県人権啓発・差別差別解消推進課「[部落差別の解消の推進に関する法律] をご存じですか?」より抜粋

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192_fil/R3burakusabetsu.pdf



同和問題（部落差別）に関する歴史的背景や差別解消への取組などの内容を盛り込んだパンフレットです。ぜひご利用ください。





同和問題（部落差別）

指導案・ワーク
シートはこちら

部落差別の解消に向けて

湯浅町立湯浅中学校 第1学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 中世の頃、死への恐れや河原者に対する差別があったことを知る。
- 2 差別を受けながらも現代に伝わる優れた技術、文化を残した人々がいたということを知る。

主な学習活動	時数 (教科)
第1次 中世社会を支えた人々について知識を深めよう。 ・「 <small>ぼきえことば</small> 慕帰絵詞」の日常生活の描写をとおして、当時から今につながる文化や産業があることを共有する。 ・資料から河原者と呼ばれた人々がどのような存在であり、なぜ差別されていたのかを考える。	1時間 (社会)

○【湯浅モデル】～教育課程の中で同和問題（部落差別）学習を～

「同和問題（部落差別）学習」の時間は時間割に組み込まれているわけではないため、教員個人の指導に委ねられているところが大きく、校種間や学校間において、取組内容に共通認識が持ちにくいという状況があった。そのため、湯浅町では、主に社会科や道徳等の授業において、確実に同和問題（部落差別）を学ぶための小中学校9年間を見通した学習系統表「湯浅モデル」が示された。本授業は、その実践として取り組んだものである。

小学校・中学校					
室町時代	安土桃山時代	江戸時代	明治時代	大正時代	公民的分野（昭和時代以降）
内容 ●「ケガレ」観の広がり 死にかかわること、出産にかかわること、血にかかわることを忌み嫌う考えがあった。〔小6・中1〕 ●差別された河原者 「ケガレ」とかわりの深い河原者は、優れた技能をもち現代の伝統文化を築いた。〔小6・中1〕	内容 ●校地・刀狩による身分の区別化 武士と百姓・町人の身分のちがいをはっきりさせて、近世社会のしくみを整え、武士による支配を固めていった。〔小6・中1〕	内容 ●身分制の固定化 差別された人々が江戸時代の身分制に組み込まれた。〔小6・中2〕 ●差別された人々と解体新書 近代医学の発展に差別された人々が賛助した。〔小6・中2〕 ●差別に立ち向かった清染一揆 差別に負けず、立身や生活を改善しようとして立ち上がった。〔小6・中2〕	内容 ●解放令と根強い差別意識 解放令が部落解放運動の精神的なよりどころとなった一方で、その後も社会をめざす運動がよりいっそう高まった。〔小6・中2〕	内容 ●差別からの解放運動と全国水平社 水平社宣言により、差別のない平等な社会をめざす運動がよりいっそう高まった。〔小6・中3〕	内容 ●日本国憲法と基本的人権 憲法は、人が生まれながらにもつ自由や平等の権利を保障している。〔小6・中3〕 ●部落差別と解放運動 同和对策審議会答申により、部落差別の早急な解決が国の責務・国民の課題であると示された。それに基づき同和对策事業特別措置法が制定される等、生活改善が進む一方で、差別意識が残った。〔中3〕
人権学習教員用手引き 部落差別の解消に向けて【湯浅モデル】より（※一部抜粋）			地域学習 内容 ●「地域の発展の尽くした人々」(北山 了徳、中井變之助、湯井貞之丞) 差別や貧困に苦しむ人々を救済し、湯浅町の発展に尽くした先人を知る。〔小4〕 コラム 「知ってる?! 漢字教室」		

● 実践内容について ●

- 様々な資料から読み取らせることで、河原者と呼ばれた人々の中には、社会にとって重要な仕事を担い、優れた技術ですばらしい文化と産業を発展させたこと、またそれらが現在の自分たちの生活（衣食住）に多く関わる職業、産業につながっていることを理解できていたと感じた。
- グループ学習時に、タブレットを活用して、他グループの進捗状況をカメラで撮りグループ内で共有することで活発な意見交流につながられた。
- グループで話し合う前に個人で考える時間を確保したため、資料から得た知識をもとに仲間と協力しながら、学びを深めることができていた。

第1次

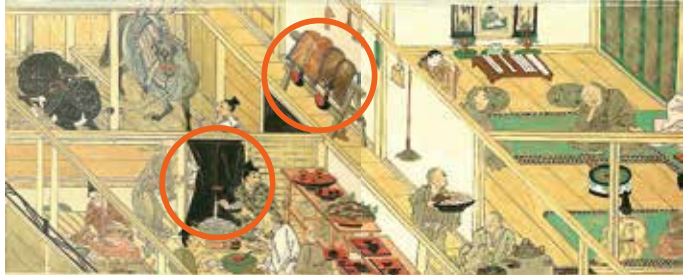


「慕帰絵詞」から現代につながる室町時代の文化や産業を読み取ろう。

馬具は動物の皮で作られているのかな。黒色ののれんは染め物だよ。



河原者と呼ばれた人々が担った産業や文化とつながりがあるものもあります。



慕帰絵詞

河原者と呼ばれた人々が担った職業

- ① 都市の清掃、葬儀などの町を清める仕事
- ② 屋根ふき、かべぬり、井戸掘り、石垣づくり、庭づくりなどの自然に手を加える土木関係の仕事
- ③ 味噌や塩などの売り歩き、皮革製造、鳥獣の肉や魚介の販売
- ④ 染色、竹細工、はきものづくり、弓の弦売り、武具づくりなどの手工業
- ⑤ 運送、渡し船、飛脚などの交通関係の仕事
- ⑥ 護衛、刑罰などの下級武士の仕事
- ⑦ 猿楽、能楽、くぐつ（あやつり人形）などの芸能

多様な産業や文化の発展に力を尽くしたんだね。

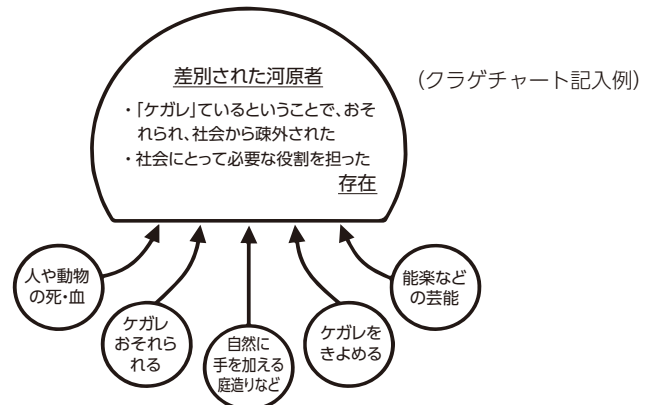


参考文献「部落史に学ぶ」（外川 正明）

【人権学習教員用手引き（湯浅町教育委員会作成）より】



差別された河原者と呼ばれた人々は、どのような存在であり、なぜ差別されていたのだろうか？資料を読んで、クラゲチャートに書き、グループで意見をまとめて発表しよう。



○ 使用した資料（一部）

《差別のおこり ―中世―》（一部抜粋）

中世には、民衆の間で人の死や血などの通常と異なる事態に関することを「ケガレ」としておそれました。「ケガレ」は、科学的にまったく根拠のない考え方ですが、死や血などに触れると、触れた人もけがれるという意識が形づくられました。そのため、人や動物の死や血に触れる仕事に従事する「河原者」などと呼ばれた人々はけがれた存在であるという考え方が、当時の社会の中に広まっていったといわれています。

【人権学習パンフレット 部落差別の解消に向けて～差別のない社会をめざして～（県教育委員会作成）より】

《銀閣（慈照寺）の石庭と又四郎》（一部抜粋）

室町時代、庭造りの名人と言われた「善阿弥」という人がいました。8代将軍足利義政も、彼の技術をこよなく愛していました。（中略）善阿弥の孫、「又四郎」も庭造りの名手であり、その技術は高く認められていました。日頃から自分の技術を高めるために本を読み努力していましたが、自然に手を加える土木関係の仕事をしているということで差別されていました。



【人権学習教員用手引き（湯浅町教育委員会作成）より】

住んでいる場所や担った仕事により「ケガレ」と関連づけられ、差別されたんだね。でも、社会にとっては必要な役割をはたした存在だったんだ。



指導の重点

外国人に対しての差別意識や偏見をもつことのないよう、習慣や文化の異なる人々が共に生きていくための資質や能力を育成するとともに、子供たちが広い視野をもって異文化を理解し、互いに尊重し合う態度を養う。

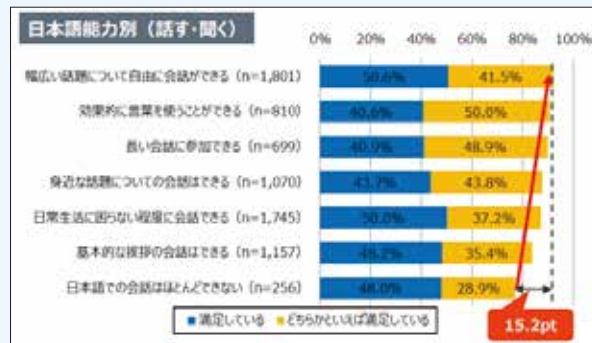
● 在留外国人の現状

・ 和歌山県の在留外国人数推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年6月末
韓国・朝鮮	2,177	2,112	2,051	2,014	1,994
中国	1,372	1,460	1,326	1,162	1,208
ブラジル	127	136	126	112	118
フィリピン	725	734	752	766	795
ペルー	14	12	17	21	20
米国	184	185	171	169	175
タイ	452	459	489	490	516
インドネシア	210	228	217	208	286
ベトナム	724	1,080	1,310	1,312	1,481
英国	44	43	50	45	42
その他	647	720	763	833	984
合計	6,676	7,169	7,272	7,132	7,619

【参考（和歌山県企画部 企画政策局 国際課 在留外国人数推移（R4.6末））】

・ 日本語能力別の生活環境全般の満足度



【参考「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査」(調査の概要)より】

● 在留外国人の日常生活における主な困りごと

○ 日本語学習における困りごと

- 1位** 日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い。(15.0%)
- 2位** 無料の日本語教室が近くにない。(12.1%)
- 3位** 都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない。(11.8%)

○ 公的機関に相談する際の困りごと

- 1位** どこに相談すればよいか分からなかった。(31.5%)
- 2位** 相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった。(23.4%)
- 3位** 通訳が配備されていなかった又は少なかった。(18.3%)

○ 病院で診察・治療を受ける際の困りごと

- 1位** どこの病院に行けばよいか分からなかった。(22.8%)
- 2位** 病院で症状を正確に伝えられなかった。(21.8%)
- 3位** 病院の受付でうまく話せなかった。(16.1%)

○ 公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと

- 1位** 多言語での情報発信が少ない。(34.1%)
- 2位** やさしい日本語での情報発信が少ない。(17.4%)
- 3位** 公的機関のウェブサイト上で、必要な情報にたどり着くことが難しい。(17.0%)

○ 住居探しにおける困りごと

- 1位** 家賃や契約にかかるお金が高かった。(19.2%)
- 2位** 国籍等を理由に入居を断られた。(16.9%)
- 3位** 保証人は見つからなかった。(15.1%)

○ 学校における子供の困りごと

- 1位** 日本語がわからない。(7.6%)
- 2位** 授業の内容がわからない。(5.9%)
- 3位** いじめられる。(5.8%)

○ 差別的な扱いを受けた生活の場面

- 1位** 家を探すとき (20.6%)
- 2位** 仕事をしているとき (19.7%)
- 3位** 仕事を探すとき (17.9%)

【参考「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査」より】

ヘイトスピーチ解消法

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月3日施行）

ヘイトスピーチとは、一般に特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動といわれています。

ヘイトスピーチについては、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。



法務省啓発ポスター



県教育委員会作成
人権学習パンフレット

その言葉、大丈夫？

ヘイトスピーチは、それを受けた人々に悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるだけでなく、周りの人々に差別意識を生じさせ、地域社会を分断させかねないものでもあります。

発言している方には相手を傷つけたり、差別したりする意図はなくても、異なる人種、文化、習慣をもつ人に対する無理解から、その言葉の中に偏見、差別が含まれることがあります。自分の言動を今一度振り返ってみましょう。

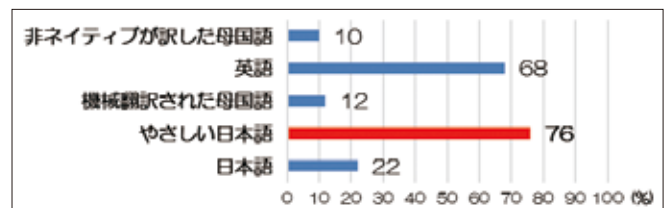
「国へ帰れ」という言葉は、私たちの存在そのものを否定するような言葉。悪意を持っていない人でも、「(日本に) 何でおるん?」、「日本語うまいね」と言うことがあって、そういうのはヘイトスピーチではないけど傷つく。	「帰れ」、「殺すぞ」という発言を聞いた際は、「怖い」の一言。社会で活動している中で、自分が中傷や批判の対象になるかもしれないと思うと怖い。
朝鮮人出て行けと言われても、出て行かないからいるのであって、ちゃんと歴史を勉強してほしい。…周りの日本人は傍観していた。日本人にとっては対岸の火事なんだと。…同情すると言われることはあるけど、同情ではなく理解してほしい。	普段は日本名を名乗って、在日であることを明かしていない人が多いので、何か抗議するというよりは、傷ついて帰るだけの人が大半だと思う。
	アイデンティティも揺るがされる気持ちがある。大人の私ですらそうなので、在日コリアンの子供はどうやって自分のアイデンティティを形成していくんだろうかと心配になったりもする。

「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査(平成28年3月)」(法務省人権擁護局)を加工して作成

【県人権学習パンフレット・ヘイトスピーチに関する聞き取り調査より】

● 外国人が希望する情報発信言語

「やさしい日本語」での情報発信を求める外国人も多く、私たちにとっても取り組みやすい支援の1つとなっています。



【在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン(出入国在留管理庁、文化庁)をもとに作成】

● きのくに学びの教室

和歌山県では以下の4校で義務教育までの国語・数学・英語を学び直したい人、また、日本語が不自由で生活が困っている人を対象に、きのくに学びの教室を開講しています。

- 伊都中央高等学校(橋本市)
- きのくに青雲高等学校(和歌山市)
- 南紀高等学校(田辺市)
- 新宮高等学校(新宮市)



きのくに学びの教室チラシ

子供たちが、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。

また、歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて広い視野をもち、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きる態度を育成しましょう。





多文化共生社会を築くために

県立橋本高等学校 第2学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 社会にみられる外国にルーツがある人に対する差別や偏見の現状を知り、習慣や文化の異なる人々が共に生きる関係を築こうとする。
- 2 法律や条例について、自らの生活を照らし合わせながら捉えるとともに、住みよい社会を作るための手立てを仲間と共に考え、理解を深める。

主な学習活動	時数 (教科)
第1次－1 外国人が抱える問題を考えよう。 ・国内の在留外国人の数や国籍、地域別の構成比などの現状を知る。 ・事例動画を視聴し、外国人に対する偏見や差別とその原因をワークシート①に記入し、グループで共有する。	1時間 (LHR)
第1次－2 私たちができることを考え、意見を共有しよう。 ・前時にグループで共有したことを振り返る。 ・事例動画以外に、日本で生活する外国人がどのようなことで困っているかについてタブレットを活用しながら、詳しく調べる。 ・偏見や差別を取り除くために必要なことについてできることを個人で考え、グループで共有し、発表する。	1時間 (LHR)
第1次－3 ヘイトスピーチ解消法の意義について理解しよう。 ・ヘイトスピーチに関する動画の視聴を通し、ヘイトスピーチ解消法の意義について理解し、私たちができることやすべきこと、また、市町村や国に対して提案することをグループで共有し、発表する。	1時間 (LHR)

● 実践内容について ●

- ・第1次－1での事例動画視聴後、ロールプレイング形式で、外国人と日本人の役を演じる疑似体験を実際に行えば、より理解を深めることができると感じた。
- ・当初は、第1次－2までの2時間構成予定だったが、「ヘイトスピーチ解消法」についての人権学習を取り入れることによって、更に多文化共生社会について深めていけると思い、3時間構成に変更した。
- ・ネット上でヘイトスピーチに触れた経験がある生徒は少なくなく、今回の授業で、「無意識に偏見や差別にあたる言葉を発していることもある」と生徒が知る機会となり、正しい知識を伝えることの大切さを改めて感じた。
- ・人権は、法律や条例によって保障されていると同様に、一人一人の自覚が大事だということを自分ごととして捉えることができた。

第1次－1

・事例動画①「家庭・地域で見られる偏見や差別」(8分15秒)

引っ越しをしてきた外国人家族のごみ出しの仕方や、夜の大声の騒音などの問題があったが、実際に会って、直接話をする事で誤解が解け、外国人家族と和解していく。 <https://www.youtube.com/watch?v=quDjCcdLqkw>



・事例動画②「職場で見られる偏見や差別」(7分40秒)

職場でコミュニケーションをとるのが難しく、仕事もなかなか覚えられない外国人従業員が、職場でけがをした先輩を助けたことがきっかけとなり、日本人の同僚と親しい関係になっていく。

<https://www.youtube.com/watch?v=GijRzOyh1U4>



人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる」【YouTube 法務省チャンネルより】

第1次－2



日本で生活する外国人がどのようなことに困っているかを考えよう。

- ・風習や習慣といった文化の違いが受け入れられなくて困っている。
- ・低賃金、長時間労働といった就職や職場での不利な扱いの労働環境に困っている。



差別や偏見をなくすために、私たちにできることや、すべきことを考えよう。

- ・偏見をもたず、相手の文化を理解し、「〇〇人だから」という理由で、人格を決めつけるのではなく、その人個人として接していく。
- ・言葉が通じにくくても、ジェスチャーや表情で、相手とコミュニケーションをとろうと努める。



第1次－3

・動画視聴「解消法から5年・ヘイトスピーチは今」(2021/07/24) (21分45秒)

「5年前にヘイトスピーチ解消法が作られ、去年川崎市では刑事罰付きの条例も生まれた。法規制は進む一方で、ヘイトは今もなくなっていない。ネットを使うなどした攻撃も続く。ヘイトスピーチ根絶には何が必要なのか？」(タイトル文より)

https://www.tbs.co.jp/houtoku/archive/20210724_2_1.html



【特集アーカイブ | TBS テレビ：報道特集より】



ヘイトスピーチをなくすために、私たちができることやすべきこと、また、市町村や国に対して提案することを考えよう。

私たちができることやすべきこと

- ・在日外国人が置かれている状況を知る。
- ・まずは、自分の近くにいるその対象となる方の味方になるように努力する。



提案すること

- ・SNS パトロールの実施。
- ・ヘイトスピーチに関するサイトの強制削除。
- ・ヘイトスピーチに罰則等を設ける。
- ・正しい知識が得られる教育。

5

感染症に関する問題

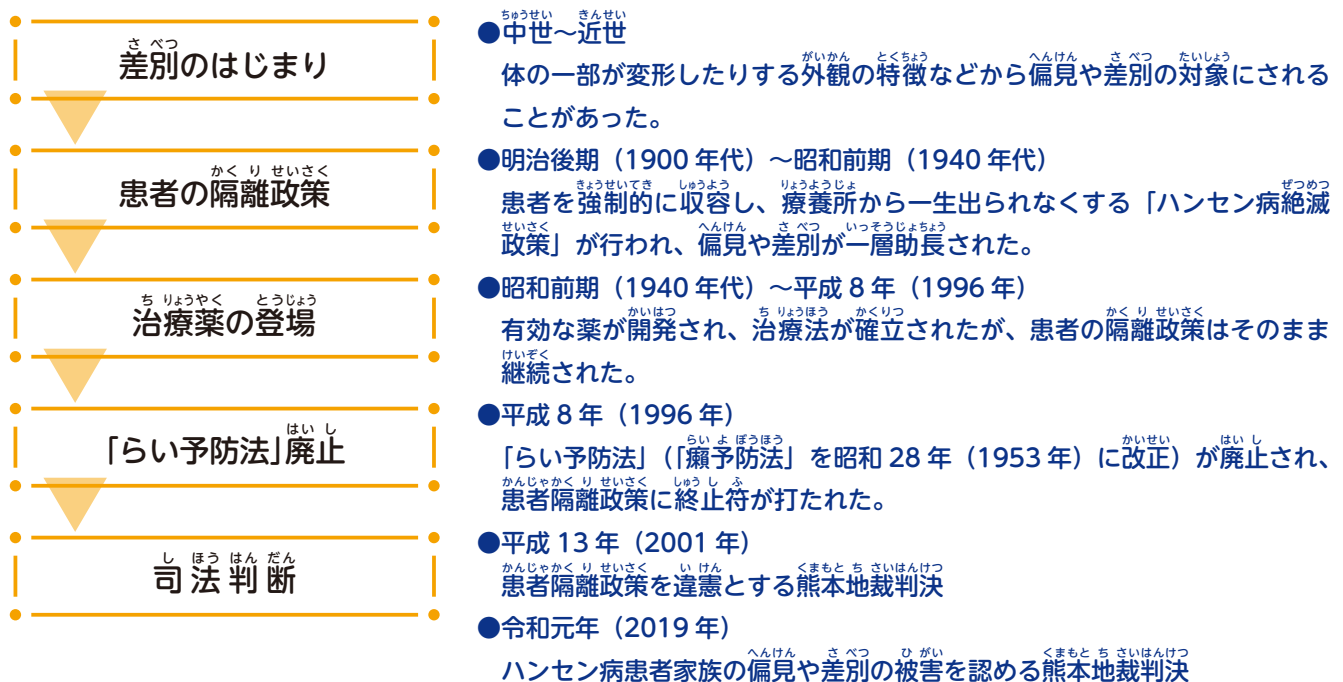
指導の重点

感染症に関する様々な情報の中には、不確かな情報や事実と異なる情報もあるという認識のもと、氾濫する情報に翻弄されることなく、正しい情報に基づいて認識・判断し、差別や偏見、いじめを生み出さない態度を養う。

● 感染症について

新型コロナウイルス感染症	ハンセン病
<p>新型コロナウイルスが原因で起きる感染症です。</p> <p>病気に対する不安やおそれから、患者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS 等による感染者の特定といった被害が発生しています。</p>	<p>らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症です。感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。</p> <p>すべての患者の隔離をめざした「らい予防法」(昭和6年成立)等、これまでの政策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。</p>
エイズ・HIV 感染	肝 炎
<p>HIV (ヒト免疫不全ウイルス) というウイルスによる感染症です。HIV は非常に感染しにくいウイルスで、通常の日常生活 (咳・くしゃみ・共同浴場・トイレ・プールなど) では感染しない病気であることが判明しています。</p> <p>発生当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が広がりました。</p>	<p>B 型肝炎ウイルス、C 型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を通して感染します。普段の生活の中で、感染することはありません。</p> <p>周囲の理解が十分でないため、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われたりすること等、差別や偏見の解消が課題となっています。</p>

●ハンセン病の歩み (「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省) より)



ハンセン病の隔離政策が終わったのは、つい最近のこと！

平成10年、療養所入所者らが、熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法 違憲国家賠償請求訴訟」を起こしました。平成13年、原告勝訴の判決が下されました。国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本裁判に勝訴したから、ハンセン病は解決した？

判決後も、熊本県で入所者に対するホテル拒否事件が起き、これが報道されると、今度は元患者に対する誹謗中傷が行われる事態に発展するなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。

● 指導資料、参考資料等

新型コロナウイルス感染症

- ・「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm



- ・「新型コロナウイルスによる負のスパイラルを断ち切るために」(人権教育学習プラン「校内研修のための資料集その2 P.26～P.27」 県教育委員会)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192_d/fil/R2shiryoushu.pdf



エイズ・HIV 感染

- ・「かけがえのない自分、かけがえのない健康 (中学生用)」(文部科学省)
- ・「健康な生活を送るために (高校生用)」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoyo/1322245.htm



ハンセン病

- ・「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



- ・「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」(法務省)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



- ・校内研修講義動画「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ」(NITS 独立行政法人教職員支援機構)

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



肝 炎

- ・「B型肝炎 いのちの教育」(厚生労働省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_00009.html



差別や偏見をなくすために (主な指導内容)

- ◎感染症、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- ◎見えないウイルスへの不安から、特定の対象(※1)を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起ること。
 - ※1・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人 ・外国から来た人
 - ・マスクをしていない人 ・ワクチンを接種していない人、接種できない人
- ◎SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないように注意すること。
- ◎心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。



指導案・ワーク
シートはこちら

感染症に関する問題

感染症に関する差別問題

日高川町立丹生中学校 第1学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 ハンセン病や新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、差別の実態について知る。
- 2 感染症による偏見や差別のない社会の実現に向けて考え、差別や誹謗中傷等を許さない態度を養う。

主な学習活動	時数 (教科)
<p>第1次-1 ハンセン病がどのような病気なのかを理解しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員による、「ハンセン病の向こう側」（厚生労働省）の解説を聞きながらワークシートに取り組み、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける。 ・「知っていますか？ハンセン病問題」（国立ハンセン病資料館作成）の動画を視聴し、ハンセン病の隔離政策等の問題点について理解を深める。 	1時間 (特別活動)
<p>第1次-2 ハンセン病元患者への差別の実態について知ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病元患者に対する様々な差別の事例を知る。 ・ハンセン病元患者に対するホテル宿泊拒否事件（平成15年）から、ハンセン病元患者への差別が起こった原因をグループで考える。 	1時間 (特別活動)
<p>第1次-3 感染症による差別をなくすには、どうしたらよいかを考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスによる感染症に関連する差別事例を知る。 ・ハンセン病との関連を踏まえ、感染症による差別をなくすにはどうしたらいいか、考えを交流する。 ・朗読動画「ウイルスよりも怖いもの」（法務省人権擁護局作成）を視聴し、感染症による差別は許されないこと、正しい知識と情報をもとに行動することが大切であることを確認する。 	1時間 (特別活動)

● 実践内容について ●

- ・ハンセン病に関する学習を踏まえ、正しい知識をもとに物事を判断することや、差別は決して許されないこと等を理解させることができた。
- ・差別を広げないため、自分ができる具体的なことについて考えさせることができた。
- ・同世代の作品を教材とすることによって、人権問題を自分ごととしてとらえ、人権意識を高めることができた。
- ・生徒からの意見発表の際には、「なぜ？」「どうして？」と聞き返すことで、内容を深めることができた。

第1次-1

ハンセン病とはどのような病気なのかを理解しよう。

【ハンセン病の歴史】

中世～近世	見た目などの特徴から 差別 や 偏見 の対象にされることがあった。
1900年代～1940年代	患者を強制的に収容し、 療養所 から一生出られなくする政策が行われた。
1940年代～1996年(平成8年)	薬が開発され治療法が確立されたが、患者の 隔離政策 はそのまま続いた。
1996年(平成8年)	らい予防法が廃止され、患者隔離政策に終止符がうたれた。

(ワークシート1の一部)

ハンセン病とは……

- ・感染力が弱い。 ・現在は特効薬がある。
- ・かつては患者を隔離していた。



『知っていますか？ハンセン病問題』
(16秒26秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=5GglcVND9LI>



【YouTube 国立ハンセン病資料館より】

第1次-2

<ハンセン病元患者に対する差別事例>

- ・偽名を使うことを強制された。 ・孫に会わせてもらえなかった。
- ・入所者の家族も学校や職場で差別を受け、中には婚約を破棄される方もいた。
- ・平成15年には、ハンセン病元患者という理由でホテル側が宿泊を拒否する事件が起きた。

元患者の気持ちは？

- ・なぜ断られるのか。
- ・もう病気は治っているのに。
- ・悲しい、くやしい。



ホテル側の気持ちは？

- ・もしかすると感染するかも。
- ・他のお客さんが気にするかも。

第1次-3

<新型コロナウイルス感染症による差別事例>

感染者が、仕事で着用する制服を家族に頼んでクリーニング店に持って行ってもらったところ、感染者の職場にクリーニング店から連絡があり、「コロナの洗濯はできません」「洗濯物を取りに来てください」と言われた。(「偏見・差別の実態と取組等に関する調査結果」令和2年10月より)

ハンセン病と新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別には、共通点がありますよね。感染症による差別を広げないためにはどうしたらよいか、考えよう。



- ・差別は許されないことだと伝える。 ・正しい情報を知る。
- ・事実ではないかもしれないことは、うのみにしない。
- ・相手の気持ちを考える。 ・不確かな情報やうわさを流さない。

【朗読動画】『ウイルスよりも怖いもの』
(第40回全国中学生人権作文コンテストより)
(7分37秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=jVnSUao08jc>



【YouTube 法務省チャンネルより】



6

北朝鮮当局による拉致問題等

指導の重点

北朝鮮当局による日本人拉致について、問題を風化させないためにも、これまでの取組に加え、すべての児童生徒が在学中にアニメ「めぐみ」を視聴し、発達の段階に応じて拉致問題をより一層深く認識するよう指導を充実する。

※指導する際は、拉致は北朝鮮当局が行ったものであって、北朝鮮の国民や在日朝鮮人の人々には責任がないことをおさえ、偏見等が生じないように十分配慮しましょう。

● 拉致問題について

1970年代～ 1980年代		北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去る。 (拉致 = 本人が望まないのに連れ去ること)
1991年～		機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起。北朝鮮側は頑なに否定。
1997年	3月	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 結成
2002年	9月	第1回日朝首脳会談 (於：平壤) ・金正日国防委員長自ら拉致問題を認め、謝罪
	10月	拉致被害者5名が帰国
	12月	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」成立
2004年	5月	第2回日朝首脳会談 (於：平壤) ・北朝鮮に残されていた拉致被害者の御家族5名が帰国。 ・安否不明の拉致被害者について、金正日国防委員長は、直ちに「白紙」の状態からの本格的な調査を再開する旨約束。
	11月	日朝実務者協議 (於：平壤) ・北朝鮮から引き渡された横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部から、めぐみさんのものとは異なるDNAを検出。北朝鮮に強く抗議。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大問題です。

● 北朝鮮による日本人拉致問題に係る基礎資料より（一部抜粋）

(アニメ「めぐみ」の活用に係る参考資料について (通知) 和歌山県教育委員会 令和4年4月14日)
(「北朝鮮による日本人拉致問題～1日も早い帰国実現に向けて!～」(2021年版) 政府 拉致問題対策本部)

Q1 日本には、拉致被害者は何人いるのですか？

A1 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。このほかにも、拉致の可能性を排除できない方々も多くおられ、政府は、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めています。

Q2 なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか。

A2 拉致に関する真相は明らかにされていませんが、北朝鮮が拉致という国家的犯罪行為を行った背景には、工作人員による日本人への身分偽装、工作人員を日本人に仕立てるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ (注) による人材獲得、といった理由があったとみられています。

(注) 昭和45年3月31日、日本航空351便 (通称「よど号」) をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

Q3

北朝鮮は拉致問題を「解決済み」と主張していますが、それは嘘ですか？

A3

これまで北朝鮮は、拉致被害者のうち生存している者は全て日本に帰国させた、残りの拉致被害者は「死亡」又は「入境せず」とし、拉致問題は「解決」したと主張してきました。しかし、北朝鮮が「死亡」と説明する根拠は極めて不自然で、全く納得のいくものではありませんでした。

Q4

拉致問題を国際社会はどのようにみているのでしょうか。

A4

「北朝鮮における人権に関する国連調査委員（COI）」（2014年2月）の最終報告書では、北朝鮮による拉致事案の被害者の出身国は、日本以外にも、韓国、レバノン、タイ、マレーシア、シンガポール、ルーマニア、フランス、イタリア、オランダ、中国といった諸国に及ぶとされています。拉致問題は、被害者がいる国、いない国を問わず、国際的に追及すべき人権問題であり、2014年12月、国連総会において、上記COI報告書の内容を踏まえた決議が賛成多数で採択され、国連総会及び人権理事会では、毎年、北朝鮮人権状況決議が採択されていることから明らかであるとおりの、国際社会は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を要求しています。

● 授業展開例

1 拉致問題をとおして、基本的人権について考える。

学習課題：「横田めぐみさんはどのような基本的人権を侵害されたのだろうか。」

- ① アニメ「めぐみ」を視聴する。
- ② 横田めぐみさんが侵害されたと思う基本的人権の項目に印をつける。（あらかじめ基本的人権をワークシートに示しておく。）
- ③ グループやクラス全体で共有し、意見交換する。

2 拉致被害者や拉致被害者の家族の心情を考える①

学習課題：「拉致問題の解決に向けて一人一人が関心を持ち、考えよう。」

- ① アニメ「めぐみ」を視聴する。
- ② 北朝鮮人権侵害問題啓発の作文の入賞作品を読み、感じたことや学んだことをグループやクラス全体で共有し、意見交換する。（下記参考資料Ⅰ）

3 拉致被害者や拉致被害者の家族の心情を考える②

学習課題：「めぐみさんの両親の心情を考えよう。」

- ① 北朝鮮当局による日本人拉致問題について、問題の概要や背景を知る。（下記参考資料Ⅱ）
- ② アニメ「めぐみ」を視聴しながら、「めぐみ」さんの両親の行動について確認する。
- ③ 横田めぐみさん家族のビデオメッセージを視聴する。（下記参考資料Ⅲ）
- ④ 「めぐみ」さんの両親の心情を考え、発表する。

◆ 参考資料（Web サイト）

Ⅰ 「作文コンクール入賞作品」

<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>



Ⅱ 「あさがおの会HP」（VR写真展内に写真が多数。）

<http://www.asagaonokai.jp>



Ⅲ 「家族のメッセージ映像」

https://www.rachi.go.jp/jp/message/movie_2.html



● 内閣官房が文部科学省の協力の下で選定した学習指導案集

<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html>



ブルーリボン運動

拉致被害者の救出を求める国民運動は、ブルーリボンと青色を運動のシンボルにしています。青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

また、毎年12月10日から16日は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。



指導案・ワーク
シートはこちら

北朝鮮当局による拉致問題等

拉致問題について考えよう

県立箕島高等学校 第1学年～第3学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 拉致問題を通して、基本的人権について考える。
- 2 拉致被害者家族の思いや願いに共感し、拉致問題の解決に向けて関わっていこうとする意欲や態度を身に付ける。

1. 人権教育担当教員等研修会に参加

- ・令和4年度人権教育担当教員等研修会（和歌山市会場）において、拉致問題の当事者である蓮池薫氏の講演を聞く。

「拉致事件の実態～若い人たちに伝えたいこと～」

1. 拉致問題の発生と解決への障害	2. 拉致の実態 私自身の拉致から帰国までの24年間	3. 拉致問題解決に向けて若い人々へのメッセージ
①日本人拉致事件が発生した背景と拉致の目的 ②日本における拉致事件の発生とそれに対する日本国内の反応と対応 ③2002年小泉訪朝と拉致を認めた北朝鮮側の狙いと真相 ④現在における拉致問題解決への障害とその解消のための道	①拉致された時の状況 ②思想教育と第1の変化（レバノン人女性拉致事件） ③語学教育の強要と第2の変化（大韓航空機爆破事件） ④2002年小泉訪朝の陰での北朝鮮の工作 一時帰国 ⑤帰国してから子どもを待つ1年半の苦悩	①拉致問題は現在進行形の問題 ②拉致被害者やその家族の立場に立って考えてほしい ③拉致をしたのは、北朝鮮指導部であって国民ではない

（講演資料より）

2. 講演内容をもとに、ワークシートを作成

- ・人権教育担当教員等研修会の内容を所属校の職員に伝達するとともに、講演内容を参考にワークシートを作成する。
- ・ワークシートを用いたLHRでの学習について、人権担当教員から全職員に説明。

主な学習活動

時数
(教科)

第1次 拉致問題について考えよう。

- ・本時の流れを確認する。
- ・アニメめぐみを視聴しながら、ワークシートの①に記入する。
- ・視聴後、教員の説明を聞きながら、ワークシートの②①②に記入する。
- ・ワークシートの②③をもとに、横田さんが侵害された人権について考える。
- ・これまでの学習を振り返り、感想を書き、発表する。

1時間
(LHR)



政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル (YouTube) から、視聴することができます。

<https://www.youtube.com/watch?v=g8gZVV80ADY>

※短縮版もあります。(15分)



① DVD「めぐみ」を見ながら、下の空欄に当てはまる語句を書き入れなさい。

拉致（らち）事件が起こったのは、(1 **新潟**) 県。

1977.11.15 (2 **横田めぐみ**) さんが拉致される。

1987.11.29 (3 **大韓航空機**) 爆破事件がおこる。

→ 犯人の金賢姫（キムヒョンヒ）が、「工作員に日本語を教わった」と暴露し、北朝鮮での拉致の事実が判明。

日本以外にも、タイ、レバノン、中国、マレーシアなど多くの人が北朝鮮に拉致された。

1997.1.21 横田さんが北朝鮮で生きていと連絡が入る。

2002.9.17 (4 **小泉純一郎**) 首相、訪朝。

→ 北朝鮮 (5 **金正日 (キム・ジョンイル)**) 国防委員長、拉致を行った事実を認める。「横田さんは死亡した」と報告。

2004.11.15 横田さんの遺骨が届く。

不誠実な対応

→ 鑑定の結果、横田さんの DNA と一致 (6 **した・しなかった**)。

・日本の拉致被害者 (7 **17**) 名中、帰国できたのは、(8 **5**) 名だった。

② 先生の説明を聞きながら、下の空欄をうめなさい。

① 「拉致」とは、(9 **本人が望まないのに連れ去ること。**)

② 北朝鮮が日本人を拉致した目的は何か？

(10 **教育係**)：北朝鮮のスパイに日本語を教えるため。

(11 **背乗り (はいのり)**)：身分証明書を奪い、日本人になりすましてスパイとして韓国に入るため。

(12 **外国人工作員**)：日本人を北朝鮮のスパイとして養成するため。

1950年朝鮮戦争後、韓国と北朝鮮は対立が続いていたため。

③ 横田さんは、どのような人権が侵害されたのか？

・自分の意志に関係なく連れ去られ、職業や住む場所を勝手に決められた
= (13 **自由権**)

・日本の学校で学習する機会を失ってしまった = (14 **社会権**)

・本人、家族とともに本来であれば過ごせたはずの人生が過ごせない
= (15 **幸福追求権**)

日本人として保障されている基本的人権はすべて奪われた。

【社会権 幸福追求権 自由権】

感想

例

- ・めぐみさんがいなくなった時の両親の気持ち
 - ・渡された遺骨と写真に対する家族の思い
 - ・街頭で救出を呼び掛ける両親の気持ち
- 被害者家族の思いや願いを連想した感想
／この問題を解決するために積極的に
関わる姿勢 など

※横田めぐみさんは現在 57 歳。拉致の年数は 44 年になる。(令和 4 年 7 月現在)

※拉致をしたのは、北朝鮮指導部であって国民ではない。

指導の重点

教職員が性的指向・性自認など、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるとともに、すべての子供が互いに尊重し合える態度を養う。

参考資料（関係法令及び通知等）

- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成16年7月施行）
- ・「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について（通知）」（平成22年4月23日）
- ・学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施（平成26年6月）
- ・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日）
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料（平成28年4月）

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322256.htm



● 「生徒指導提要」に性的マイノリティに関する項目が追加されました（令和4年12月）

生徒指導提要が12年ぶりに改訂され、『「性的マイノリティ」に関する課題と対応』という項目が新しく追加され、学校における対応等が示されました。

- ①教職員は悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者に。
- ②教職員の理解を深め、相談しやすい環境を。
- ③当事者である児童生徒とその保護者の理解を得て、学校内外で連携し組織的な取組を。
- ④当事者である児童生徒とその保護者の意向を踏まえ、個別事情に応じた配慮と支援を。
- ⑤指導要録の記載について、当事者が不利益を被らないよう適切な対応を。

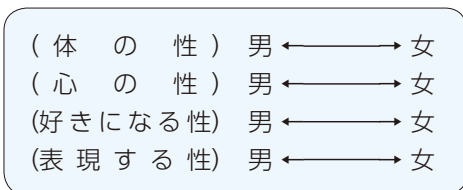
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



● 性のあり方（セクシュアリティ）

性のあり方は、男性・女性のように2つだけではなく、主に「体の性」「心の性」「好きになる性」「表現する性」の4つの要素から成り立つと考えられています。また、性のあり方はグラデーションのように厳密には一人一人異なっており、これらの枠組みではあらわしたくない人や、これらに当てはまらない人もいます。



体の性	性染色体、生殖腺、性器などによって決まる性
心の性 (性自認)	自分を男性あるいは女性、またはどちらでもないと思うか等
好きになる性 (性的指向)	性愛の対象が異性・同性・両性に向かうか、多様な性に向かうか、いずれにも向かわないか等
表現する性	装い、言葉遣い、振る舞い等

【参考】人権教育リーフレット4「セクシュアル・マイノリティの人権」（大阪府教育センター）
性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット（埼玉県教育委員会）

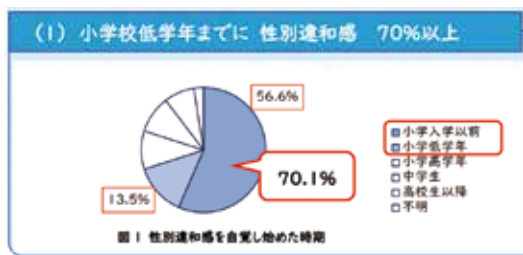
● 性的マイノリティの子供たちが困っていること

学校生活を送る上で性的マイノリティの子供たちは自分らしさを出せずに困難を抱えている場合があります。

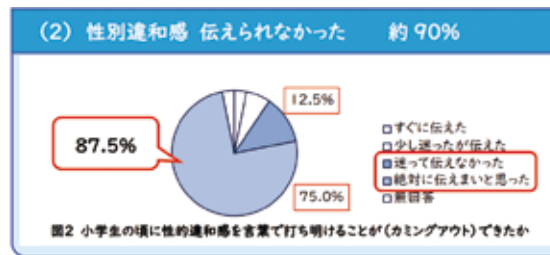
- ・制服 ・着替え ・持ち物 ・宿泊行事 ・トイレ ・名前の呼び方
- ・男らしく、女らしくすることを求められること ・アンケートの男女性別欄 ・男女別の授業 ・水泳の授業
- ・トイレ掃除の割り当て ・性的マイノリティの立場の人を笑いものにしてしている会話
- ・プライバシーの守られていない身体測定 ・多様な性のあり方を認めない発言 等

【参考】人権教育リーフレット4「セクシュアル・マイノリティの人権」（大阪府教育センター）

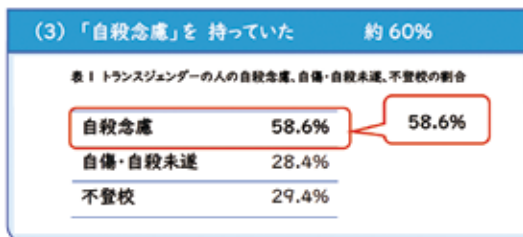
● 「性の多様性」に関連する調査データから



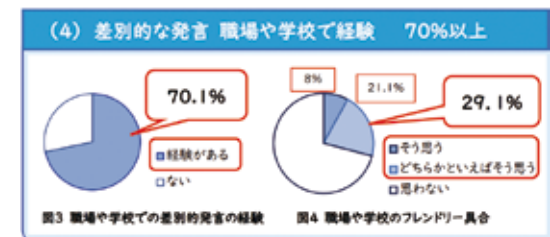
ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、70.1%が、小学校低学年までに性別違和感を持っていました。



ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、絶対に伝えまいと思った人が75.0%、「迷ったが伝えられなかった」との回答が12.5%でした。



ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、自殺念慮を持っていたことがある、自傷・自殺行為、不登校といずれも高い割合でした。



職場や学校で差別的な発言を経験した人は7割以上でした。一方で、職場や学校がLGBTフレンドリーと感じている人は、約3割でした。

*ジェンダー・クリニック：性別違和や性同一性障害を診断・治療する専門医のいる医療機関

【参考】性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット（埼玉県教育委員会）

● 学校でできること・取り組まれている事例

安心して過ごせる学校をつくるためには、次の4つのポイントを押さえておく必要があります。

- ・学校生活の中での不必要な男女別をなくす。
- ・性の多様性や性的マイノリティの人権についての学習をする。
- ・当事者の子供や保護者が相談しやすい環境をつくる。
- ・誰もが安心して自分らしさを出せる集団づくりを進める。

(具体的な事例)

制服は、性別に関わらず選択できるようにする。

多目的トイレや職員用トイレの使用を認める。

掲示物や名札シールを男女で色分けしない。

名前の呼び方は、どの子供も「さん」で呼ぶ。

帽子など男女別だった物を自由に選べるようにする。

体のことや性に関することを先生に相談に来てもよいと子供たちに伝える。

宿泊行事では、個室の風呂を使用し、寝るときは別の部屋に移動する等、本人と相談する。

保健室や図書室には、性的マイノリティの人権に関連する本や絵本を置く。

【参考】人権教育リーフレット4「セクシュアル・マイノリティの人権」（大阪府教育センター）

※以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、学校は個別の事情における本人や家族の状況などに応じた取組を進めることが大切です。

● 「アウティング」や「カミングアウトの強要」の防止

本人の意思に反して、性別の悩みや性同一性障害であることを暴露するアウティングや、本人にカミングアウトするよう強く勧めることは、当事者を傷つけ、不登校やうつ病、自殺などにつながる危険性があります。児童生徒の間だけでなく、教員が関与して行われる場合もあることに注意が必要です。

● 研修資料について

(独) 教職員支援機構 校内研修シリーズ NO.87：学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子供たち

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>



県教育委員会作成 人権教育資料第43集「明日へのとびら」人権教育学習プラン校内研修のための資料集その2

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192.html>





指導案・ワーク
シートはこちら

性的指向・性自認に関する人権

誰もが自分らしくいるために

海南省立黒江小学校 第6学年

単元全体の人権教育のねらい

- 1 性の多様性についての知識を深める。
- 2 自分が多様な性の一員であることに気づき、自他を尊重する態度を養う。
- 3 差別、偏見を見極める技能を身に付ける。

主な学習活動	時数 (教科)
<p>第1次－1 性の在り方について考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男らしさ・女らしさについて話し合い、性のイメージについて考える。 ・イラストを使ったクイズや「性のとびら」から、性の4つの要素についての理解を深める。 ・グラデーション「性のものさし」から、自分の性の在り方を考え、性の在り方の多様性について話し合う。 	1時間 (特別活動)
<p>第1次－2 いろいろな性について、もっとくわしくなろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心の性」や「好きになる性」は多様であることを知り、「トランスジェンダー」や「同性愛」等の用語を学ぶことで理解を深める。 ・カミングアウト、アウティングという言葉とその意味を知り、アウティングは決して許されない行動であることを理解する。 ・動画「友達に性別は関係ない 性別思い込みあるある③」を視聴し、性の多様性についての理解を深める。 	1時間 (特別活動)
<p>第2次 誰もが自分らしくいるために、大切なことは何だろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画「バスケット少年の秘密」を視聴し、カミングアウトされた登場人物（ジュンゴ）の気持ちを考えることを通して、誰もが自分らしくいるために、大切なことは何かについて話し合う。 	1時間 (道徳)

● 実践内容について ●

- ・第1次－1の導入として、「男らしさ・女らしさ」のイメージについて問いかけたが、あまり意見が出てこなかった。今の子供たちには、男女の区別といった意識はあまりないようであり、イラストを使ったクイズの方がめあてにつながる事ができた。
- ・第1次で性的指向・性自認について、多様な性の在り方を理解することができていたため、第2次ではそれらの知識を使って、当事者の思いやカミングアウトをされた人の気持ちを考えることができた。
- ・第2次の道徳ではカミングアウトをされた側の視点に立って考える授業としたことで、自分ごととして捉えやすかったと感じている。
- ・カミングアウトする側の思いとしてユウスケの気持ちを考えたり、当事者の方の話を聞く機会をもったりすることも効果的だと考えられる。
- ・第2次のまとめでは、「誰もが自分らしくいるために大切なこと」を問いかけたが、「自分らしくいるために大切なこと」「他の人の自分らしさを大切にするためには」と視点を示すとよいと感じた。

第1次-1



このイラストの中に女性は何人いるでしょう？



このイラストの学生が好きになる性別は何？



【参考文献】「人権教育実践資料3 性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅱ」（倉敷市教育委員会作成）

第1次-2

1 「心の性」について知ろう（○か×を書こう）

Q1	「心の性」と「体の性」は必ず同じである。	
Q2	「心の性」と「体の性」が一致していない人は、全員手術をして性別を変える。	

2 「好きになる性」について知ろう（○か×を書こう）

Q1	人間はみんな、異性を好きになる。	
Q2	異性を好きになることを、異性愛という。	
Q3	同性を好きな人は、病院で異性を好きになるように治さなければならない。	
Q4	人はみんな、誰かに恋愛感情を持つ。	

（ワークシート②の一部）

動画「友達に性別は関係ない」性別思い込みあるある③
(2分22秒)



https://www.youtube.com/watch?v=tF6q84SuegE&list=PLLxRfC_4L9CYoWguk39BGWSeaAKrAZ&index=6

【新設Cチーム企画より】

第2次

【きみと友達でいたいから～知りたい、多様な性のかたち～】ドラマ「バスケ少年の秘密」(8分)

ジュンゴとユウスケは、中学の同級生。幼馴染でずっと仲良くしてきた親友だ。

ユウスケが転校することになったその直前、問い詰めるジュンゴに対し、好きな人を打ち明けたユウスケ。それはサッカー部の男の子だった。思わず「お前ホモかよ！」と茶化したジュンゴに、ユウスケは「今言ったことは忘れてほしい」と足早に帰ってしまう。

「ゲイってどういうこと？なんで今言ってきたの？なんでこれまで言えなかったんだろう？」傷ついたユウスケの顔が頭から離れないジュンゴは、ユウスケがどんな思いで今までそのことを言えなかったのかを、考え始める…。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000463549.html>

【大阪市人権啓発・相談センターホームページより】



※本動画は中学生用のため実態に合わせて取り扱う。

誰もが自分らしくいるためには、いろんな人がいることを知っておくことが大切だし、他者を尊重し理解しようとする姿勢が必要だよ。



和歌山県人権教育基本方針

平成17年2月15日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連10年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々な不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

(目的)

- 1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。
 - (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
 - (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
 - (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

(教育行政)

- 2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

(学校教育)

- 3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

(社会教育)

- 4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることができるとともに、社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

(家庭教育支援)

- 5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

- 6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

- 7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

人権教育資料第 44 集「明日へのとびら」

人権教育学習プラン

個別の人権課題＜参考資料・実践事例＞

事務局：和歌山県教育庁教育総務局人権教育推進課

令和 5 年 3 月印刷

令和 5 年 3 月発行

編 集 人権教育学習プラン編集会議

発 行 和歌山県教育委員会

印 刷 中和印刷紙器株式会社

和歌山県教育委員会作成参考資料

■協力的・参加的・体験的な人権学習



気づく・学ぶ・
広げる 人権学習

■指導計画の立案方法・学習活動例



対話ですすめる
人権学習



人権教育学習プログラム
事例集

■指導計画の改善・充実に向けての取組紹介



人権教育学習プラン
実践事例集



人権教育学習プラン
実践事例集 その2



人権教育学習プラン
実践事例集 その3



人権教育学習プラン
実践事例集 その4



人権教育学習プラン
実践事例集 その5



人権教育学習プラン
実践事例集 その6

■校内研修の参考資料



校内研修のための
ハンドブック



校内研修のための
ハンドブックその2



校内研修のための
ハンドブックその3



人権学習の
ための手引き



授業実践事例集



校内研修のための
資料集



校内研修のための
資料集その2

■人権関係の法律等を学ぶ人権学習パンフレット



部落差別解消推進法



障害者差別解消法



ヘイトスピーチ解消法



児童虐待防止法



県部落差別解消推進条例



地球環境に優しい
植物油インキを
使用しています。



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和5年4月